

港区こども条例

目次

前文

第一章 はじめに（第一条―第四条）

第二章 自分を探す（第五条―第八条）

第三章 夢を持つ（第九条―第十二条）

第四章 自分を表す（第十三条）

第五章 地域で育つ（第十四条―第十六条）

第六章 未来を創る（第十七条―第二十条）

第七章 その他（第二十一条）

付則

こどもは、港区の未来です。一人一人のこどもが主人公として、自分自身を探し求め、夢を持って幸せに育っていくことは、区民の願いであり、これからの港区の豊かな未来を築いていくための重要な課題です。

そのためには、まず、日本国憲法や児童の権利に関する条約などの理念を踏まえて、こどもの人権が守られなければなりません。もちろん、こどもも社会の一員としての役割を自覚し、社会のルールや他の人の人権を守ることが必要です。しかし、何より、社会や大人が、こども

を一人の人間として認めることが出発点になります。

子どもが幸せを感じ、豊かに育っていける社会は、同時に、人と人がうまくつながり合えるような温かい社会でもあります。このような社会をつくるためには、大人と子どもがきちんと向き合い、知恵を出し合い、失われつつある人と人とのつながりや、地域のつながりを取り戻すことが必要です。

この条例を活かすのは、区民である、子どもと大人一人一人であり、子どもが健やかに育っていくための取組を区民みんなで進めていくことが大切です。

一人一人の子どもが、幸せで、豊かに育ち、自分の人生の主人公でいられることを大人が支援し、子どもが港区で育ってよかったと感じられるような社会を築くためにこの条例を制定します。

第一章 はじめに

(めざすもの)

第一条 この条例は、港区の未来を担うすべての子どもが、自ら考え、行動し、夢や希望を持ち続け、心豊かに健やかに育つことを目的とします。

(この条例が定めるもの)

第二条 この条例は、前条の目的を達成するための基本的な考え方を区民全体で共有し、子どもが健やかに育つ環境を整えるための取組を総合的かつ計画的に進めていくことを定めるも

のです。

(こども)

第三条 この条例において「こども」とは、十八歳未満のすべての者をいいます。

(大切にしたい考え方)

第四条 こどもは、どんな立場、条件及び状況の下で育っていても、この条例の主人公であり、だれでも一人の人間として、その人格や個性が尊重されます。

2 こどもは、自分自身を大切にし、他の人も大切にしなければなりません。

3 だれも、こどもの人格や個性の成長を妨げるようなことをしてはいけません。

第二章 自分を探す

(あるがままで愛される)

第五条 こどもは、性格、能力、外見、性別、年齢等にかかわらず、社会の大切な一員としてだれからも愛され、受け入れられます。

(学ぶ)

第六条 こどもは、幸せに育つために、たくさんのかんことを学ぶ権利を持っています。

2 こどもは、その成長に応じて、どこで何を学ぶか等を広く選択でき、失敗しても何度でも学び直すことができます。

(有害な環境から守られる)

第七条 こどもは、幸せに育つために、その妨げとなる児童虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境に直面している場合は、その環境から守られます。

（自分の権利を知る）

第八条 こどもは、自分が持っている様々な権利について、正しく学び、知る権利があります。

第三章 夢を持つ

（夢を持ち続ける）

第九条 こどもは、生きる力となる将来の夢を持ち、伸ばし、それに向かって進むことができます。

（人と交わる）

第十条 こどもは、夢を持つために、あらゆる人と交流すること、たくさんの生き方や考え方を学び、社会の様々な情報や仕組みを知ることができます。

（自然と交わる）

第十一条 こどもは、感性や創造性豊かに育つために、自然を実感したり、体験したりすることができま

（文化と交わる）

第十二条 こどもは、感性や創造性豊かに育つために、芸術、スポーツ、伝統文化及び他の地域の文化に触れることができます。

第四章 自分を表す

（自分を表現する）

第十三条 こどもは、自分が思ったこと及び感じたことを素直に表現したり、意見を表明したりすることができず。

第五章 地域で育つ

（地域の役割）

第十四条 こどもは、学校や家庭だけでなく、地域の住民、事業者、団体といった地域の様々な人々とのかわり合いの中で育つことが大切であることから、地域の様々な人々は、こどもを地域社会の一員として育てるために、互いに、また、学校及び家庭と協力するよう努めます。

2 地域の様々な人々は、こどもが自然や地域の文化を学び、社会性を養うための体験の機会を提供するよう努めます。

（学校の役割）

第十五条 学校は、こどもの学びの場としてだけでなく、地域内のつながりの拠点の一つとして、積極的に地域と交流するよう努めます。

2 学校は、地域の一員として、情報等様々な資源を地域に開き、地域の活動に協力するよう努めます。

(家庭の役割)

第十六条 家庭は、こどもが育つ原点であり、こどもに基本的な生活習慣を身に付けさせる場としての役割とこどもが心身ともに安らぎ、くつろげる場としての役割を持っていることから、こどもを保護する者は、こどもが自立した社会の一員となるように、責任を持ってこどもを育てるよう努めます。

2 こどもを保護する者は、地域や学校と積極的に交流するよう努めます。

第六章 未来を創る

(広める)

第十七条 区は、この条例がめざすものや内容をこどもにも分かりやすい様々な手段や方法で広めていきます。

2 区は、この条例がめざすものや内容をすべての区民に広めるために、港区こども条例記念日を設定します。

(進める)

第十八条 区は、区民との連携に努め、この条例に基づく活動を進めます。

2 区は、区の取組について、こどもの視点に立って進めます。

(計画する)

第十九条 区は、この条例がめざすものや内容を実現するため、こどもの環境づくり推進計画

(以下「推進計画」といいます。)を策定します。

2 推進計画には、次のことを記載します。

- 一 こどもの意見を聴き、こどもの意見が適切に尊重される意識づくり及びこどもに関する意思決定の過程にこどもが参加できる仕組みづくりに関すること。
- 二 こどもが学び直す機会及びこどもの居場所づくりに関すること。
- 三 こどもの様々な体験学習の実施及びこどもの自発的な活動への支援に関すること。
- 四 人権侵害を受けたこどもの救済に関すること。
- 五 その他が必要と認めること。

(活かし続ける)

第二十条 区長の附属機関として、港区こどもの環境づくり推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会の任務は、次のとおりとします。

- 一 推進計画の策定又は変更に関すること及びこの条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

二 推進計画に基づき区が実施することどもの環境づくりに関する取組の状況について、区長に意見を述べること。

3 推進委員会は、委員十三人以内で組織します。

4 委員は、こどもに関し識見のある十五歳以上のこどもを含む区民から区長が任命します。

5 委員の任期は、二年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

第七章 その他

(その他必要なこと)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、区規則で定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。